

環境厚生常任委員会委員長報告

(H 3 1 . 3 . 2 5)

環境厚生常任委員会に付託されました議案について、審査の経過概要と結果を報告いたします。

まず、**第46号議案、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正**については、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い、災害援護資金の貸付利率に係る規定整備を行うものであり、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、**第47号議案、国民健康保険条例の一部改正**については、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、保険料の基礎賦課額の限度額等を改めるものであり、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、**第48号議案、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正**については、介護保険法の一部改正に伴い、共生型地域密着型サービスに係る基準を定めるものであり、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、**第49号議案、循環型社会推進条例の一部改正**については、廃棄物処理施設技術管理者の資格として、専門職大学の前期課程を修了した者を加えるものであり、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、**第50号議案、下矢田みどりの郷広場条例の一部改正**については、公の施設でのヘイトスピーチを防止するため、使用制限に関し必要な事項を定めるものであり、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、**第51号議案、太陽光発電設備の設置及び管理に関する条例の制定**については、太陽光発電設備の適正な設置、維持管理及び廃止並びに廃止後の有効な跡地利用を促進し、市民の生命及び財産の保護を図るとともに、良好な自然環境等を保全し、公共の福祉に寄与することを目的とするもので、事業禁止区域の設定及び一定の面積以上の事業等に対する許可制度の創設等を行うものであります。

別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

以上、簡単ではありますが、本委員会の報告といたします。

○太陽光発電設備に係る許可制度を創設

太陽光発電設備の設置及び管理に関する条例の制定

可決（全員賛成）

太陽光発電設備の適正な設置・維持管理・廃止、また、廃止後の有効な跡地利用を促進するため、事業禁止区域の設定と一定の面積以上の事業に対する許可制度の創設などを行うもの。

【主な質疑】

問 既に事業禁止区域に設置されている太陽光発電設備もあるのか。

答 既に設置されている場所もある。議案が可決されれば7月1日から条例が施行されるが、条例を遡及して適応することはできないため、引き続き注視し、森林法や土砂条例の面から対応していきたい。

○災害弔慰金の制度を拡充

○ヘイトスピーチに関する規定を整備

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正

可決（全員賛成）

近年相次ぐ災害を踏まえ、貸付利率の引き下げや償還方法の追加など、被災者のニーズに応じた貸し付けを実施できるように改正するもの。

下矢田みどりの郷広場条例の一部改正

可決（全員賛成）

亀岡市下矢田みどりの郷広場において、ヘイトスピーチを防止するため、使用制限に関する規定を設けるもの。